第二百十三条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯

第二百十三条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯

第二百十四条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

第二百十四条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯

第二百十五条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

第二百十五条第五項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

第二百十七条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯

第二百十七条の二第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯

第二百十七条の三第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯

第二百十八条第六項中第十六号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に、「灯火又は」を「可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯又は」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する可変光度制御機能を有する灯火及び光度可変型前部霧灯

第二百二十二条第二項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている停止表示器材、法第75条の３第１項」に改める。

第二百二十四条第六項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置

第二百二十六条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準じる性能を有する速度計

第二百二十九条第二項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている運行記録計、法第75条の３第１項」に、「これに」を「これらに」に改める。

別添九及び別添五十二中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は法第75条の３第１項」に改める。

別添五十三２・１・３・４・中「第63条」を「第62条の３」に改める。

別添七十二１・中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づく指定を受けた特定共通構造部（白色の前部霧灯が後退灯として備えられているものに限る。）を有する自動車又は法第75条の３第１項」に改める。

別添七十八１・中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の型式の指定又は法第75条の３第１項」に改める。

別添八十九中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改める。

別添九十四２・３・２・中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた共通構造部又は法第75条の３第１項」に、「第63条」を「第62条の３」に改める。

別添百五１・中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づく共通構造部の指定又は法第75条の３第１項」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百八号

那覇空港の施設に変更を加えるので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　空港の名称及び位置　那覇空港　沖縄県那覇市

二　変更する事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第七号を参照）

空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

三　変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成三十年三月三十一日

（注）空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局那覇空港事務所において縦覧に供する。